

平成27年（2015年）7月 那覇市・南風原町環境  
施設組合議会 臨時会

（午前10時8分開会）

○議長（平良仁一）

ただいまから平成27年（2015年）7月那覇市・  
南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたしま  
す。

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

~~~~~  
○議長（平良仁一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定  
により議長において栗國彰議員、野原嘉孝議員を  
指名いたします。

~~~~~  
○議長（平良仁一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらか  
じめお手元に配布した会期日程のとおり本日、7  
月23日の1日間にいたしたいと思っております。これに  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平良仁一）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日7  
月23日の1日間に決定いたしました。

~~~~~  
○議長（平良仁一）

日程第3、議案第3号 那覇市・南風原町環境  
施設組合還元施設基金条例の制定について、を議  
題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合還  
元施設基金条例の制定について、提案理由をご説  
明申し上げます。

本案は、還元施設環境の杜ふれあい施設の修繕  
等の費用が数年後多額になることが予想されるこ  
とから、後年度の負担増に備え、母体からの還元  
施設管理運営負担金の一部を財源とした基金を設  
置するため、「那覇市・南風原町環境施設組合還元  
施設基金条例」の制定を提案するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上  
げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入ります。質疑につきましては、  
会議規則第46条の規定により、1人3回までとい  
たします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書  
にしたがって発言を許可します。

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

ハイサイ、グスーヨー、皆様おはようございま  
す。議案第3号那覇市・南風原町環境施設組合還  
元施設基金条例の制定についてご質問いたします。  
今回は還元施設である環境の杜ふれあいの施設修  
繕費等の費用が今後増加していくことが予想され  
ることから負担増に備えて管理運営への負担金の  
一部を財源として積み立てる基金を設置するため  
の条例制定となっております。次の点を確認させ  
ていただきたいと思っております。

まず1点目今後必要となる修繕費等の見込み額  
について、2点目積み立ての財源について詳しく  
教えていただきたいと思っております。3点目基金の積  
立についての試算としてはどのように予測してい

るか以上3点についてお伺いいたします。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

野原嘉孝議員の議案質疑について順次お答えいたします。1点目の今後必要となる修繕費等の見込み額につきましては、平成27年度に策定した設備の更新計画において、平成27年度から36年度までの10年間で約1億6,000万円を見込んでおります。2点目の積立の財源につきましては、那覇市と南風原町からの基本負担金であります「還元施設管理運営負担金」の一部を財源として充てることを予定しております。3点目の基金の積立ての、今後の試算予測について、お答えいたします。平成28年度から30年度まで指定管理料を年間で約500万円減額を予定しており、3年間で約1,500万円を見込んでいます。平成31年度以降の基金への積立額は、指定管理者の平成28年度から30年度までの管理運営状況を総合的に勘案し基金の積立額の増減を算定することとなります。また、基金へ積み立てる財源は那覇市と南風原町からの基本負担金であります「還元施設管理運営負担金」の一部を予定しておりますので、指定管理料の減額分を確実に積み立てることができるよう那覇市・南風原町の財政担当課と調整をしまいたいと考えております。

○議長（平良仁一）

休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時21分）

○議長（平良仁一）

再開いたします。

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

訂正いたします。先ほど「平成27年度に策定

した設備の更新計画において」と発言しましたが「平成25年度に策定した設備の更新計画において」に訂正いたします。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

再質疑をさせていただきます。

まず1点目です。このような基金条例を制定するためには当然母体との話し合いもしっかり進めてきたとうかがっていますけれどもその状況について教えていただきたいと思います。

2点目でございます。時間が経てば、積み立て分の予算が削減交渉の対象になる可能性が出てこないかを心配しております。杞憂であると言われれば、それでいいんですけども、条例制定自体が、今後の積み立て財源を担保するものかどうか、疑問に思いますのであえてきかせていただきます。財源確保については、今後母体である那覇市・南風原町とそれぞれ協定等を結ぶべきだと考えておりますが、そのような予定があるかお伺いいたします。

3点目です。還元施設組合管理運営負担金は年間約3,500万円その内指定管理料は約2,800万円この中から毎年500万円を基金に積み立てるということでありますが、必要な修繕がでてきた時点で基金が不足している場合どういった対応になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（平良仁一）

上間総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

野原嘉孝議員の再質疑について、お答えいたします。

還元施設整備基金へ積み立てる基金の財源及び金額等につきましては、両母体へは今年度の実施計画をとおして、本組合の現状や平成36年度まで

の設備更新の計画を説明し、実施計画に計上するよう要求してまいりたいと考えております。

また、今後積み立てていく予定の基金の金額では、全ての修繕を賄えるとは考えておりません。設備更新の計画にある修繕の一部、または、緊急的な修繕の資金として充てることを予定しております。

従いまして、不足する資金につきましては、那覇市と南風原町から「還元施設管理運営負担金」の一部として負担していただくこととなりますので、両母体へは、事前に「実施計画」で調整してまいりたいと考えております。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

最後の質疑でございます。今年10月指定管理者の募集をかけると伺っておりますが、これまでの状況をしっかり分析していただき今後の管理形態のありかたをしっかりと検討していただかないとまらないのではないかと考えております。指定管理業務における認識ですが、次のように理解しておりますが間違えていたらご指摘いただきたいと思っております。まず1点目、運営予算は確保されている、すべての施設が整っているので施設機器等の修繕費等のもちだしはなし、努力しだいでは、利益を拡大することはできるという認識で最後の質疑を3点いたします。指定管理者としての年間の運営コスト、管理者としての持ち出し分はどのくらいあるのか、2点目指定管理者が得ている年間の純利益というのはどうなっているのか、3点目この利益から利益の一部を財源として基金への積み立てに回すことが法的に可能かどうか、今後の議論の検討のたしにいただければ幸いと思っております。この3点最後にお伺いいたします。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

野原嘉孝議員の再質疑について、お答えいたします。

指定管理者の過去3年間の平均の年間コストは、約8,000万円で、同じく純利益は約350万円となっております。

次期指定期間につきましては、指定管理者の経営努力による収入の増加、経費節減等が認められ、収支に余剰が生じたときは、原則として余剰額の2分の1に相当する額を組合へ納入することとしておりますので、その余剰額を基金へ積み立てていきたいと考えております。

○議長（平良仁一）

以上で、通告書に基づく質疑は終了しました。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号 那覇市・南風原町環境施設組合還元施設基金条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平良仁一）

日程第4、議案第4号「環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

議案第4号 環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、環境の杜ふれあいの管理運営に伴い、設備の点検・清掃等の日程を確保するための休館日の改定及び施設の修繕費用が今後多額になることが予想されることから、その財源確保に向けた利用料金の改定をするため、環境の杜ふれあい条例の一部を改正するものであり、あわせて、字句の整理を行うものであります。

なお、本条例の改正にあたっては平成26年12月24日に環境の杜ふれあい運営審議会に諮問し、平成27年1月15日に答申を受けております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

ハイサイ、グスーヨー、チュウウガナビラ  
日本共産党の古堅茂治です。議案第4号「環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について」3点質疑いたします。

1点目条例改定の目的、2点目還元施設である環境の杜ふれあいの設置目的に適った利用料金になっているのかあきらかにして下さい。3点目還元を受ける地域住民への説明、そして地域住民の理解はどうなっているのか伺います。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

古堅茂治議員の議案質疑について、順次お答えいたします。1点目の条例改定の目的について、お答えいたします。

環境の杜ふれあいは、供用開始から9年目を迎え、修繕箇所が増えており、平成25年度に策定しました設備更新の計画によりますと、平成27年度から36年度までの10年間で約1億6,000万円の修繕費用が必要になるものと見込まれております。その多額の修繕費用の資金に充てるための基金を創設し、母体からの運営負担金の一部を積み立てることとしております。その為に条例の一部改正により利用料金の改定を行うことにより、指定管理者の利用料金収入の増収を図り、指定管理料をその相当分減額し、基金の財源として積み立てていきたいと考えております。

2点目の還元施設である環境の杜ふれあいの設置目的に適った利用料金改定になっているか、と3点目の還元を受ける地域住民への説明、理解はどうなっているか、につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

本施設「環境の杜ふれあい」は、新ごみ処理施設の建設に伴い周辺7自治会への「地域還元施設」として設置されており、その設置目的を十分に理解し、無料優待券の配布、周辺自治会が利用した際の利用料金の一部免除、市町外利用者の利用料金の割り増しなど、地域への還元策をこれからも継続してまいります。

また、利用料金の改定内容につきましては、去年の12月17日と19日に周辺7自治会の自治会長及び区長へ説明を行い、同意を得ております。環境の杜ふれあい運営審議会につきましても、去年の12月24日に諮問を行い、今年1月15日に同意をする内容の答申を受けております。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

那覇市のごみ処理は、南風原町民及びセンター周辺7自治会住民の協力でおこなわれています。

その協力の還元として環境の杜ふれあいが設置されています、その設置目的にそって今後とも地域住民の要望を聞いて運営を進めて欲しいと要望して終わります。

○議長（平良仁一）

次に多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

ハイタイ。那覇市議の多和田栄子です。

それでは通告書に従いまして質疑を行いたいと思います。

議案第4号環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定についてであります。条例制定に至った理由を伺います。2番目に管理運営についての変更はあるのか伺います。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

多和田栄子議員の議案質疑について、順次お答えいたします。

1点目の条例改定に至った理由について、お答えいたします。

環境の杜ふれあいは、供用開始から8年目を迎え、修繕箇所が増えており、平成25年度に策定しました設備更新の計画によりますと、平成27年度から36年度までの10年間で約1億6,000万円の修繕費用が必要になるものと見込まれております。その多額の修繕費用の資金に充てるための基金を創設し、母体からの運営負担金の一部を積み立てることとしております。その為に条例の一部改正により利用料金の改定を行うことにより、指定管理者の利用料金収入の増収を図り、指定管理料をその相当分減額し、基金の財源として積み立てていきたいと考えております。

2点目の管理運営について利用方法の変更はあるのかについて、お答えいたします。

当日利用につきましては、「体育室」の利用方法が、改正前は、「中学生以下」、「高校生」、「一般」の区分毎に1人1回2時間以内でありましたが、改正後は、「卓球」、「バドミントン」等の競技の種別毎になり、2時間以内で1台又は1面、に改めることとなります。

次に、予約利用につきましては、まず「体育室」の利用方法が改正後は、「全面」と「片面」になり、別途料金になっておりました空調設備の利用料金が、各々の利用料金に含まれることとなります。また、体育室で使用する「バレーボール」や「バドミントン」の器具、多目的広場で使用する「グラウンドゴルフ」の器具につきましても、各施設の利用料金に含まれることとなります。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

ご答弁ありがとうございました。

平成27年度から約1億6,000万円の修繕費が、修繕費の捻出のために今回の指定管理料500万円を削減し今後の修繕費として積み立てていくというお話だったかと思うんですね、そのためにも料金改定は必要であるということの説明であったかと思えます、そこで2回目の質疑をしたいと思えます。料金改定ということでありましたけれども施設利用者へのサービス低下が気になるところでありますのでそのことを伺います。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

多和田栄子議員の再質疑について、お答えいたします。

利用料金改定により施設利用者へのサービス低下にならないように、施設を利用して良かったと思えるような、施設利用者の満足度を高めていく

よう指定管理者と調整をしてみたいと考えております。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

先ほどの利用者の満足度を高めていくことに専念していくということでありましてけれども利用者が毎年増えていっています。利用者の満足度をもって増やしていくということについては、面貸しとか65歳以上への減額それから周辺7自治会への無料優待券の配付というのがあります。そういったことで、還元方法にある程度工夫が必要ではないかと思っております。特に中学生や高校生において一挙に値上げをしていくのはどうかと疑問に思っているところでありまして。そのためにも段階的に引き上げていって欲しいということを要望したいと思います。そのことを含めまして最後の質問お願いいたします。

那覇市の財政が逼迫する中で、値上げを機会にして、環境施設として役割を果たしながら、指定管理者は自主運営の努力をもっと頑張りたいと考えています、どのように運営における指導を考えているのか当局の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

多和田栄子議員の再質疑について、お答えいたします。

指定管理者が行います「自主事業」につきましては、本施設「環境の杜ふれあい」の地域への還元施設としての設置目的及び位置づけ等を踏まえた管理運営の基本的な考え方に基づいて実施する事業内容であれば、原則として指定管理者に任せしております。

なお、「自主事業」につきましては、指定管理者を公募・決定する際のプレゼンテーションの評価項目に含まれており、また、組合に毎年提出する事業計画書で事前に確認もしております。それと今回の条例改正による利用法の変更に伴い「中学生以下」と「高校生」の体育室の利用料金につきましては、次期指定管理者と調整・協議をしてみたいと考えております。

○議長（平良仁一）

次に、花城清文議員。

○8番（花城清文）

ハイサイ、おはようございます。

今年の2月12日環境の杜施設の振替休日は毎週水曜日が定休日なんですが木曜日に休むとは分からないで那覇市民の知人から電話があり「なぜ今日休みなのか？水曜日が休みではないか？なぜ変わったのか？」という電話をいただいた。「お客さんもかなり来ているからできて」ということで、環境の杜に私も少し時間をさいて行きました。言われるように入り口からロープがされているものですからそこで車がUターンしていくのがかなりの数を数えることが出来ました。それは結果としてその利用する皆さんにきちんと休館日の通知がされていない結果だろうと思っております。そういったことで皆さんに質問があったようにこの施設は市民や町民の還元施設ですので利用者の皆さんにきちんと指示をして分かるようにしてもらって迷惑を掛けないようにやってほしい。そういったことでそういう2月12日にそういう結果がありましたのでどういうふうに感じられているのか、指導されているのか、そして環境の杜はどういうふうに対応しているのかそれに答えてもらえますか。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

花城清文議員の議案質疑、毎週水曜日が休館日となっているが、その日が公休日にあたる場合、翌日が休館日となっている。その規定はどのようになっているか、について、お答えいたします。

「環境の杜ふれあい条例」第3条第2項第1号の規定により、休館日が国民の祝日に関する法律第2条の「国民の祝日」及び6月23日の「慰霊の日」にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い公休日でない日を休館日とする、となっております。今年度は、該当する日が4回あり、全て翌日の木曜日が休館日となっております。

利用者への周知方法につきまして指定管理者に確認したところ、「約1週間前より施設内の8箇所と屋外掲示板に具体的日付を掲示し、ホームページにおいても、休館日は毎週水曜日、水曜日が祝日等の場合は木曜日と常時表示しています。」との報告を受けております。

休館日の周知方法については、今後は利用者の視点に重きをおき、施設内の掲示方法をもっと工夫できないか等、より分かりやすい方法を指定管理者と協議して、施設利用者への周知度を高めてまいりたいと考えております。

○議長（平良仁一）

花城清文議員。

○8番（花城清文）

ありがとうございました。

私が環境の杜を利用して足かけ3年になりますが、一回もそういうポスターのようなものは見たことありません。正直言って、聞いてみると一月カレンダーがありますね。カレンダーの中で休みということで、そういうふうによられると誰も分かりません。私はトレーニング室にお世話になっていますが聞いてみるとそういうことが過去ありました、やはり玄関であるとか目立つところに掲示してくれれば皆が分かるんですが、そういうの

が全くなされていなかったのも、ああいうふうなせっかくそこまできて、環境の杜は開いていなかったと、素通りして帰ってしまう、私の知り合いでは小祿から来る人もいます、町外から来る人もかなりいます、休みでないだろう開いているだろうということではせっかく来ているのに、そこへ来てみたら閉まっていたということになりますので、是非そういうことがないように目立つところにお客さんに知らせる工夫をやっていただければそういうことが起こらないと思いますので今後とも還元施設ですので、市民町民がやはり快く利用できるような環境を是非つくっていただきたいそのことをお願いし質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平良仁一）

続いて、大城勝議員。

○7番（大城勝）

7番議員の大城勝です。

議案第4号環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について質問いたします。3つありまして一括質問します。同僚議員が先ほども同じような質問なされて答えもできましたので、私は必要ないかなとも思いますけれども確認の意味での質問させていただきます。3つやります、(1)利用料金の比較表というのを執行部の方から配付資料2としていただきました、その配付資料2から指定管理者案の実料金を導入することで、現行料金の時よりいくらの収益増が見込まれるか、(2)条例(案)の料金上限額の設定根拠を知りたい。(3)料金上限額は、当施設が地域住民への還元施設であるという観点からして妥当な額と考えるか。以上質問します。

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

大城勝議員の議案質疑について、順次お答えいたします。

1 点目の現行料金の時よりいくらの収益増が見込まれるか、につきましては、平成 28 年度から 30 年度まで指定管理料を年間で約 500 万円減額を予定しておりますので、その同額分を収入増と見込んでおります。

2 点目の条例（案）の料金上限額の設定根拠につきましては、現在負担しています指定管理料を将来 0 円にすることを目標にして、利用料金の上限額を設定しております。

3 点目の料金上限額は、当施設が地域住民への還元施設であるという観点からして妥当な額と考えるか、につきましては、利用料金の設定は、指定管理者が需要と供給の観点から、組合の承認を得て決定することとなっております。組合が利用料金のコントロールができますので、指定管理者の恣意的な設定はできないものと考えております。

本施設「環境の杜ふれあい」は、新ごみ処理施設の建設に伴い周辺 7 自治会への「地域還元施設」として設置されており、その設置目的を十分に理解し、無料優待券の配布、周辺 7 自治会が利用した際の利用料金の一部免除、市町外利用者の利用料金の割り増しなど、地域への還元策をこれからも継続してまいります。

○議長（平良仁一）

大城勝議員。

○7 番（大城勝）

ただいまのご答弁ありがとうございました。そこで確認したいと思いますが、ただいまの私への答弁は上限額の高めの設定は、将来に向けての組合負担金 0 円を目指しての目標設定であることと理解できました。負担金 0 円になることがごみ処理施設組合としては望むところです。けれどその額においてはこの環境の杜ふれあい施設が地域住

民への還元施設であるということを考慮するとき高い数値額の設定はどうかとも質問しました。ですが、ごみ処理施設近辺の利用者には、優待利用券の配付や那覇市南風原町の地域内と市町外の利用者には、別料金設定がされており今後もそのようにされるということと理解しましたがそれよろしいか

○議長（平良仁一）

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

大城勝議員の再質疑について、お答えいたします。はい、そのとおりでございます。

○議長（平良仁一）

大城勝議員。

○7 番（大城勝）

どうもありがとうございました以上です。

○議長（平良仁一）

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 4 号 「環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平良仁一）

日程第 5、議案第 5 号 「平成 27 年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第 1



号)」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

上間諭総務企画課長。

○総務企画課長（上間諭）

議案第5号 平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算編成後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ1,200万円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ34億9,613万2千円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第5款 繰入金は1,200万円の増額で、歳出の財源に充当するため財政調整基金を取り崩すことによる財政調整基金繰入金の増額補正であります。

次に、歳出予算の概要をご説明申し上げます。

第3款 衛生費は1,200万円の増額で、これは当初平成34年度及び35年度に実施予定であった国の循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改造事業について、修繕費が年々増加傾向にあることや、沖縄振興特別措置法が平成33年度に期限を迎えること等を勘案し、早期に交付金を有効活用するため、平成28年度から前倒して実施することとしました。

よって、当該事業を実施する上で新たに必要となる地域計画の策定、費用対効果の分析等、発注支援業務の経費として、委託料を増額補正するものであります。

次に、債務負担行為について、ご説明申し上げます。

第2表 債務負担行為補正につきましては、環境の杜ふれあい管理運営業務委託で、平成28年度から30年度までの次期指定管理期間分であり

ます。

なお、期間を平成27年度から設定しているのは、平成27年度において次期指定管理者を公募・決定し、契約を締結するためであります。

以上が、議案第5号 平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。よろしくご審議くださいませようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

発言通告書が提出されておりますので、通告書にしたがって発言を許可します。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

議案第5号 平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について質疑を行います。国の循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改造事業を前倒しする理由を伺います。

○議長（平良仁一）

高江洲広美クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（高江洲広美）

古堅茂治議員の議案質疑、「国の循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改造事業を前倒しする理由」についてお答えいたします。

基幹的設備改造事業は、一部事務組合を含む市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するための環境省所管の交付金事業であります。

当該交付金は、施設を設置してから原則として7年以上稼働した機械及び装置等について、老朽化その他のやむを得ない事由により損傷またはその機能が低下した当該装置等を、当初の能力まで機能回復する事業に対して交付されるものであり、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄県限定の交付金

事業で、補助率2分の1の高率補助となっております。

本組合では、平成23年度に策定しましたクリーンセンターの長寿命化整備計画に基づき、平成34年度及び35年度に基幹的設備改造を予定しておりました。

しかし、設備の老朽化等に伴い修繕費が年々増加傾向にあること、毎年一般財源で実施している定期修繕の一部が交付金の対象となる可能性があり、費用節減が期待できること及び、沖縄振興特別措置法が平成33年度でその期限を迎えること等を勘案し、早期に交付金を有効活用するため、平成28年度から前倒しして実施することとしました。

また、予算の平準化も考慮し、平成32年度までの5ヵ年計画で実施する予定となっております。

なお、今年度予定しております定期修繕において、当初予定していた修繕対象機器のうち交付金の対象となる可能性がある約7,000万円の修繕を、平成28年度の基幹的設備改造事業に含めて実施することで、補助率2分の1に当たる約3,500万円の節減効果があるものと考えております。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

経費の節減に向けた知恵ある取り組み有効的な取り組み高く評価したいと思います。頑張ってください。

○議長（平良仁一）

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第5号「平成27年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平良仁一）

日程第6、議案第6号 修繕工事請負契約について（平成27年度焼却設備定期修繕）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高江洲広美 クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（高江洲広美）

議案第6号 修繕工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターの「焼却設備定期修繕」の修繕工事請負契約であります。

焼却設備定期修繕は、ごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とし、毎年定期的にも実施するものであります。

内容としましては、焼却炉をはじめとする各機械類の分解、清掃、点検及び消耗部品類の交換を行うとともに、ボイラー設備、クレーン設備及びアンモニア気化器につきましては、整備・修繕後、検査機関による法定検査等を受検するものであります。

修繕工事請負契約につきましては、去る7月3日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において承認を得ており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、請負金額4億6千440万円で、「JFEエンジニアリング株式会社

九州支店」と平成27年7月8日付で仮契約を締結しております。

よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

発言通告書が提出されておりますので、通告書にしたがって発言を許可します。

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

議案第6号 修繕工事請負契約について（平成27年度 焼却設備定期修繕）について2点質問いたします。1点目焼却設備定期修繕の内容、2点目これまでの修繕工事の下請け状況を伺う

○議長（平良仁一）

高江洲広美 クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（高江洲広美）

古堅茂治議員の議案質疑について、順次お答えいたします。

はじめに、1点目の「焼却設備定期修繕の内容」についてお答えいたします。

焼却設備定期修繕は、ごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的として毎年定期的実施しており、設備の運転を停止して、運転中にできない各機器の内部点検や清掃・補修を行うものであります。

今回の定期修繕の主な内容としましては、焼却炉内の耐火物補修、ボイラーの水管肉盛補修、ダイオキシン類などの排ガスを適切に処理する集じん器の点検等を行うとともに、法定点検として、毎年行う「アンモニア気化器」、2年に1回行う「ボイラー設備」及び「各種クレーン設備」の検査を行うものであります。

次に、2点目の「下請け状況」についてお答えいたします。

平成26年度 焼却設備定期修繕 における実績で

は、定期修繕の請負業者であるJFEエンジニアリング株式会社九州支店と下請負契約を締結した業者数は、建設業法に基づく届け出が必要な1次下請けから3次下請けまでを含めまして、合計32社あり、そのうち県内業者は14社で約44%となっております。

また、作業員につきましては、作業員総数168人のうち、県内在住作業員数は118人で約70%となっております。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

修繕が地元経済にも効果はあるということが分かると思います安定的操業確保へ最新の注意をはらって頑張ってください終わります。

○議長（平良仁一）

以上で通告書に基づく質疑は終了しました。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第6号 修繕工事請負契約について（平成27年度焼却設備定期修繕）は、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（平良仁一）

日程第7、報告第2号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山里実 クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里実）

報告第2号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成27年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会において議決を得た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会へ報告するものであります。

今回の繰越は、繰越総額3,368万1千円、事業件数2件となっており、繰越理由につきましては、第3款 衛生費において、「クリーンセンター外構修繕事業」が980万4千円の繰越で、外構設計業務による現況調査において、工場棟側で地盤沈下と思われる空洞が確認されたことにより、詳細な調査及びその対策を検討するため、委託料及び修繕費を繰越したものです。

また、「周辺まちづくり事業」が2,387万7千円の繰越で、環境の杜ふれあい公園実施設計業務における周辺住民意見のとりまとめや、用地補償における、法定相続人の相続手続き等に不測の時間を要したため、委託料及び公有財産購入費を繰越したものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号 平成26年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、を終了させていただきます。

○議長（平良仁一）

日程第8、報告第3号「専決処分の報告について（修繕工事請負契約の変更）」を議題といたしま

す。

提案者の説明を求めます。

山里実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里実）

報告第3号 専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成26年7月25日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第5号、平成26年度 焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分を行ったものでございます。

設計変更の主な内容といたしましては、ボイラーの構成機器である過熱器の減肉や主蒸気逆止弁の不具合が確認されたため、追加修繕を行ったものであります。

変更前の金額は4億7,650万6,800円で、変更後の金額は4億8,409万9,200円となり、759万2,400円の増額となります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成18年2月15日議会で議決された「那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定について」により指定された「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」の事項に関し、平成27年3月9日に専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号「専決処分の報告について（修繕工事請負契約の変更）」を終了させていただきます。

○議長（平良仁一）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、おはかりいたします。

本臨時会において議決されました議案については、議会規則第37条の規定により、その条項・字句・数字その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成27年（2015年）7月那覇市・南風原町環境施設組合議会 臨時会を閉会いたします。

イッペー ニフェデービタン

お疲れ様でした

（午前11時16分 閉会）

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

平成27年7月23日

議長

平良仁一

署名議員

栗國彰

署名議員

野原嘉孝